

笠松町の公共施設等における自動販売機設置に係る一般競争入札について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び笠松町自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する要綱に基づき、下記のとおり自動販売機設置に係る行政財産の賃貸借について一般競争入札を行いますので公告します。

令和6年1月 9日

笠松町長 古田 聖人

1 入札物件

(1) 件名

清涼飲料水等の自動販売機設置に係る行政財産賃貸借

(2) 物件一覧

入札の申込みを行う物件は、下記の中から自由に選択していただくことができます。（複数選択可、最大7台まで。）ただし、物件番号2の設置場所に対しては1台までの申込みとします。

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
1	羽島郡笠松町司町1番地	笠松町役場庁舎1階用務員室	1.50㎡	1台
2	羽島郡笠松町常盤町6番地	笠松中央交流センター 1階ロビー南側2-1、北側2-2	各1.50㎡	2台
3	羽島郡笠松町長池408番地の1	笠松町福祉健康センター1階ロビー	1.50㎡	1台
4	羽島郡笠松町中野229番地	笠松町総合交流センター 1階アリーナ前通路	1.50㎡	1台
5	羽島郡笠松町港町無番地	笠松みなと公園管理棟事務所前	1.50㎡	1台
6	羽島郡笠松町北及1655番地の1	笠松町運動公園便所前	1.50㎡	1台
7	羽島郡笠松町円城寺1801番地	笠松町水防センター休憩所内	1.50㎡	1台

※ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。

(3) 最低貸付料

すべて1台あたり年額60,000円（5年間で300,000円）

※最低貸付料は貸付面積に対する貸付料であり、別途電気使用料が発生します。

(4) 賃貸借期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とし、期間の延長及び更新はなし（設置準備、撤去期間含む）

※現在既設業者が設置中のため、撤去後に新規業者が設置開始となります。

新規業者は3月中に設置しても販売は4月1日からお願いします。設置作業によっては令和6年4月2日に設置（販売）となった場合でも、賃貸借期間（契約期間）は令和6年4月1日からです。

2 入札参加資格

入札には、個人、法人を問わず、次の要件をすべて満たすものであれば参加できます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 笠松町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱(平成27年笠松町告示第10号)第3条の規定に該当しない者。
- (3) 法人にあつては岐阜県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては岐阜県内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。

3 自動販売機の設置条件

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、笠松町が設置事業者に対し、行政財産である建物(又は土地)の一部を賃借する方法により行います。

4 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。
- (3) 災害発生時、笠松町が必要と判断した場合には、自動販売機内の飲料を無償で提供すること。(物件番号1、2(2-1南側、2-2北側)、3、4のみ対象で、別途協定書等を締結し、運用するものとする。)

5 貸付料の算定及び改定

- (1) 貸付料は入札書記載金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とします。
- (2) 貸付料は、貸付期間中は改定しないものとします。ただし、消費税率及び地方消費税率等の改定があった場合は、貸付料を改定するものとします。

6 貸付料の納付

貸付料は、契約により定めた額を、毎年度、町長が指定する期日(以下「指定期日」という。)までに一括して納付してください。

7 費用負担

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転等の費用はすべて設置事業者の負担とします。
- (2) 自動販売機の設置に係る電気の使用料は設置事業者の負担とし、毎年度、指定期日までに一括して納付してください。

8 電気使用料の算定

- (1) 設置事業者が負担する額は、次の式により算出します。

$$\text{電気使用料(年額)} = \text{設置する自動販売機の定格消費電力} \times \text{使用時間} \times \text{使用日数} \times \text{稼働率} \times \text{電気料金単価}$$

- (2) 前項の使用時間は24時間、使用日数は365日、稼働率は50%とします。

(3) 電気料金単価は、貸付期間中の毎年4月1日現在の電力量料金により算出した額とし、当該年度中の改定はしないものとします。

<参考> 電気料金単価の算出方法

※物件番号1、2-1、2-2、3、4の場合

(4月1日現在の夏季電力量料金×3月+4月1日現在のその他季電力量料金×9月)

電気料金単価 = $\frac{\text{-----}}{12\text{月}}$

※物件番号5、6、7の場合

電気料金単価 = 4月1日現在の電力量料金 (※最も低い従量単価を適用する)

<試算例>

定格消費電力が0.454kwhの自動販売機で夏の電力量料金単価を20.53円/kwh、その他季節の電力量料金単価を19.44円/kwhとした場合

電気料金単価は

$(20.53\text{円}/\text{kwh} \times 3\text{ヵ月} + 19.44\text{円}/\text{kwh} \times 9\text{ヵ月}) \div 12\text{ヵ月} \approx 19.71\text{円}/\text{kwh}$

使用時間は24時間、使用日数は365日、稼働率は50%なので

1年間の電気使用料は

$0.454\text{kwh} \times 24\text{時間} \times 365\text{日} \times 50\% \times 19.71\text{円}/\text{kwh} \approx 39,193\text{円}$

となります。

9 販売品目の条件

(1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売は行わないこと。また、缶又はペットボトル等の密閉式の容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、施設管理者との協議によること。

(2) 販売価格は標準販売価格(定価)以下とすること。

10 維持管理責任

(1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。

(3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、笠松町の指示に従うこと。

(4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

1.1 原状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。また、原状回復に際し、設置事業者は一切の費用を笠松町に請求することができません。

1.2 入札の参加申込み

(1) 入札案内書の配付は令和6年1月16日(火)から行います。

入札に参加を希望する方は、(2)の受付期間内に、(4)の提出書類等を持参のうえ提出してください。

(2) 受付期間 令和6年1月16日(火)～令和6年1月31日(水)(土、日、祝日を除く)
午前9時00分～午後5時00分

(3) 提出先 笠松町役場 総務部総務課 契約管財担当

(4) 提出書類等

提出書類	法人 (本店)	法人(支 店)	個人	備考
入札参加申込書(様式1)	○	○	○	・申込みを行う物件に○を記入し、申込物件の数によらず1枚のみ提出
誓約書(様式2)	○	○	○	・実績は必ず1つ以上記入
登記事項証明書(写し可)	○	○		・法務局発行
代表者の身分証明書(写し可)			○	・本籍地の市町村発行
納税証明書(市町村民税)(写し可)	○	○	○	・登録する営業所等の所在地における市町村民税の納税証明(過去1年分)、又は完納証明書(未納税額のない証明)
納税証明書(消費税)(写し可)	○	○	○	・税務署発行の「その3・未納税額のない証明」(その3の2、その3の3でも可)
設置する自動販売機のカタログ等	○	○	○	・設置する自動販売機の定格消費電力量の記載があるもの ・資料のうち、どの箇所がどの物件番号に関するものか明示してください。

※ 提出書類の返却はいたしません。

※ 各種証明書及び謄本については、申込書提出日より3か月以内に発行されたものとします。

※ 法人の場合は「社印及び法人の代表者印」を押印ください。

(5) その他

- ア 申込みの受付は、持参のみになります。郵送は受け付けません。
- イ 入札参加の申込みがないと、入札参加できません。

1.3 入札の方法

- (1) 入札参加申込書等の審査後、申込者に入札書等を送付します。
- (2) 入札書には入札金額及び指定事項を記入し、入札参加者名を記名、押印の上封入してください。封筒には物件番号及び入札参加者指名を記入し、割印の上、入札日に持参してください。

1.4 入札保証金及び契約保証金

免除とします。

1.5 入札及び改札日時等

- (1) 日時 令和6年2月9日(金)

受付：午前9時45分～午前10時00分

入札：午前10時00分から※受付時間に遅れた場合は、入札に参加できません。

- (2) 場所 笠松町役場4階 大会議室

- (3) 持参品

ア 入札書(様式4)

※複数の物件へ申込みを行う場合は、物件ごとに下記の「入札用定型封筒」とあわせて入札書を準備してください。

イ 委任状(様式3)(代理人が入札する場合のみ)

ウ 印鑑(入札参加申込書に使用したもの。代理人の場合は委任状に使用したもの。)

エ 入札用定型封筒(押印し、入札者の住所及び氏名を封筒に記載)

(表)

笠松町長 様
清涼飲料水等の自動販売機設置に係る行政財産賃貸借
物件番号 1
住所
氏名

(裏)

印	印	印
---	---	---

(4) 入札の方法

ア 入札参加者は、所定の入札書（様式4）を使用してください。

イ 入札金額は1（4）の賃貸借期間中（5年分）の賃貸借料（電気代は含みません。）の総額を記入してください。

ウ 落札者候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（税抜）に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 入札は、入札書（様式4）を封筒（長形3号）に入れ封印し、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に記載することとします。

オ 入札書は、ボールペン又は万年筆を使用して（鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンは使用不可）明確かつ明瞭に記載し、鮮明に押印することとします。

カ 封筒には必ず「笠松町長」宛てとし、「清涼飲料水等の自動販売機設置に係る行政財産賃貸借」、「物件番号（1～7）」を明記することとします。

キ 物件番号2については、同一の者が2台分の入札を行うことはできませんので、設置場所（「南側2-1」もしくは「北側2-2」）の希望に依らず、「物件番号2」と記載し、有効な入札書1枚のみを入札箱に入れてください。

(5) 入札の流れ

物件番号ごとに、入札を計7回実施します。（物件2については一度の入札において落札者2名を決定します。）物件番号順に入札を行うため、申込物件への入札がすべて終了した場合、途中退室することができます。

この中で有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、下記7（3）に該当する者を落札者とします。

1.6 落札者の決定

（1）開札は、入札会場において入札の終了後直ちに入札者の面前で行います。なお、開札は入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行います。

（2）開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を落札者がいない場合にはその旨を開札に立ち会った入札者にお知らせします。

（3）落札者は、次の方法により決定します。

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が笠松町の定める予定価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定します。なお、落札者となるべき同価格の入札者はくじを辞退することはできません。

ウ 物件番号2については、有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が笠松町の定める予定価格以上で、かつ最高の金額及び2番目に高い金額をもって入札した者2名を落札者とします。
※設置場所については、最高金額による落札者1名が「2-1」「2-2」の選択権を持ち、2番目に高い金額による落札者が残りの場所へ設置するものとします。

（4）落札された方には、入札が終わり次第、契約手続き等の説明を行います。

17 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (2) 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合を含む）
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 不正行為による入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- (6) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (7) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (8) 入札参加申し込みの際に提出した書類に虚偽の記載を行った者の入札
- (9) その他入札に関する条例に違反した入札

18 契約の締結

- (1) 町有財産賃貸借契約書により、落札後速やかに、賃貸借契約を締結していただきます。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とします。
- (3) 賃貸借契約は申込者名義で行います。
- (3) 落札者が消費税及び地方消費税の免税事業者の場合、その旨を書面（任意様式）により届出願います。
- (4) 年度別の納付金額は、貸付期間中の賃貸借料の総額を、貸付期間の年数により各年度に均等に分割して定めます。ただし、1円未満の端数は初年度に含めます。

19 その他

本説明書に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、笠松町契約規則及び笠松町自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する要綱等の定めるところによります。

20 問い合わせ先

笠松町役場 総務部 総務課 契約管財担当（058）388-1111